

農業用施設を伴う農地中間管理事業の取扱要領

令和元年7月31日制定

1 趣旨

国においては、農地集積の一層の加速化を図るため、農業用施設に対する補助事業が農地中間管理事業と連動する場合に、ポイント加算措置や金利負担軽減措置を講じるとともに、農作物栽培高度化施設について農地のままで設置可能となる農地法の改正を行う中で、農地中間管理機構（以下「機構」という。）としても、農業用施設を伴う案件に積極的に取り組む必要があります。

一方、機構の現行の原状回復契約の条項では、農用地等の転借人が経営破綻した場合の農業用施設の原状回復費用について、機構が多額の費用を負うことが懸念されることから、農業用施設の用に供される土地及び農作物栽培高度化施設やビニールハウス等の栽培施設の用に供する農地について、農地中間管理事業の対象として取り組む場合について、以下により取り扱うこととします。

2 取扱内容

(1) 農業用施設の用に供される土地及び農作物栽培高度化施設やビニールハウス等の栽培施設の用に供する農地について、農地中間管理事業の対象として取り組む場合は、機構が原状回復義務を負わない契約とするため、農地中間管理事業に係る利用権設定共通事項（借入）の「(13)当該土地の返還」の条項を次のとおりとします。

ア 農業用施設を伴う場合

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から10日以内に、甲に対して当該土地を返還する。乙は原状回復の義務を負わない。

イ 農業用施設を伴わない場合

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から10日以内に、甲に対して当該土地を原状に回復して返還する。

ただし、災害その他不可抗力、修繕もしくは改良行為又は当該土地の通常利用によって生じた形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

(2) (1)のアの場合、農地の所有者と機構からの転借人との間で、別紙の原状回復の確認書を取り交わすよう努めるものとします。

別紙（参考様式）

確 認 書

農地中間管理機構を通してお借りします下記農地について、利用権が終了したときの農地の原状回復につきましては、一切の費用を私が負担します。

なお、いかなる名目をもってしても貴殿への費用請求は行いません。

年 月 日

（所有者）住所

氏名

殿

（転借人）住所

氏名

印

記

1 土地の明細

所在・地番	面積（㎡）